

飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的に、訪問看護ステーションを利用したレスパイト利用の費用を助成します。

<対象者>

以下の要件を満たす医療的ケア児者を看護している同居家族

18歳未満	・訪問看護により医療的ケアを受けている
18歳以上 (全てを満たす)	・訪問看護により医療的ケアを受けている ・障がい福祉サービスの短期入所（医療型）の決定を受けている

<助成対象となる費用>

訪問看護の利用のうち、健康保険法の適用となる時間を除いた費用。

<助成額>

9割（生活保護・市民税非課税世帯は、10割）

※助成対象となる費用は、30分当たり3,750円が上限。

※医療的ケア児者一人につき、1年度当たり48時間が上限。

<手続き> ※利用前に申請が必要です。

訪問看護ステーションを通して、申請書、各書類を飯塚市福祉部社会・障がい者福祉課に提出してください。

【問合わせ先】

飯塚市役所 福祉部 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

電話 0948-22-5500（内線1156・1157）

FAX 0948-21-6356

～申請・利用を検討している方へ～

飯塚市医療的ケア児等在宅レスパイト事業 利用の流れ

①申請

申請者（家族）が訪問看護ステーションを通して申請書類を提出します。

＜必要な書類＞

- ・申請書「利用（変更）申請書（様式第1号）」
- ・訪問看護により医療的なケアを受けていることが分かる書類（訪問看護指示書等）

②決定

訪問看護ステーションを通して決定通知が送付されます。

決定内容（助成割合等）を確認してください。

③事業の実施

利用日時を訪問看護ステーションと調整してください。

④利用料の支払い

訪問看護ステーションに利用料（1割）を支払います。

（生活保護・市民税非課税世帯は不要）

助成金については、訪問看護ステーションが、申請者（家族）に代わり市に申請します。（市から直接、訪問看護ステーションに支払います）

※申請書の電子データ等は市ウェブサイトに掲載していますので、適宜ご活用ください。

（市ウェブサイト登録先）

トップページ＞健康・福祉＞障がい者福祉＞支援・サービス

＞医療的ケア児等在宅レスパイト事業